

ご回答

2022年3月25日

適格消費者団体特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク
理事長 山口 益弘 殿

株式会社悠優コスメティクス
代表取締役 鈴木亮市
〒 100-0011
東京都千代田区内幸町2丁目1番1号
弁護士法人至誠法律事務所
上記代理人弁護士 齋藤 健一郎



前略

当職は、株式会社悠優コスメティクスの代理人として、貴団体から頂いた2022年2月21日付再申入書に対し、以下のとおりご回答申し上げます。

第1 再申入書 第2、「管轄裁判所」について

貴団体の申入れに従い、本件利用規約から、第13条を削除いたします。

第2 再申入書 第1、「定期購入の解約」について

貴団体の再申入れを踏まえまして、改めて対応を検討させていただきましたが、申入書第1、1記載の対応は致しかねます。

弊社では、従前のご回答のとおり、解約方法につきましては、消費者の皆様にご理解いただけるよう、十分なお説明を行っているところであり、現時点でこれ以上の対応は考えておりません。

この点、貴団体は、弊社及び弊社が運営する「悠優SHOP」に関しての相談が21件寄せられ、その中には解約方法に関する内容が含まれていると主張されていらっしゃいます。

弊社において、上記期間中の商品の販売数量を調査し、その個数から消費者センターへの相談件数の割合を算出しますと、その割合は、わずか0.05%にすぎません。そして、そのうち、解約方法に関する相談件数は、貴団体のご主張を前提としてもさらに少ないことがわかります。

このことから、大多数の消費者の皆様がご契約の条件を十分にご理解いただいたうえでご契約いただいているものと弊社は認識しております。

また、弊社が解約方法に限定を設けている趣旨ですが、これは、弊社商品の転売を防止す

るためです。

インターネット通販事業者の多くが、多くの消費者の皆様に商品の良さを分かってもらうため、1回目の商品について安い価格で提供しているのですが、この1回目のみを購入し、より高い価格で転売をする事業者が跋扈しております。

弊社では、この対応に苦慮しており、1人1アカウントが厳格に要求されているLINEを利用することにより、いわゆる転売ヤーが繰り返し弊社商品を購入しては解約することを繰り返しにくくしているところです。

貴団体におかれましては、解約方法に条件を設けなければならない必要性、相当性をご賢察いただき、適切にお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

草々